

道北勤医協一条通病院 院内感染防止対策に関する取組事項

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

当院では、院内感染を積極的に防止して、患者さんの安全や職員の健康を守る事を目的に、感染制御部門を設置しています。

医師を中心に、感染管理の専任スタッフを配置し、この指針に則り全職員をあげて感染防止活動に取り組んでいます。

また、感染症発生の際には、感染の拡大防止のため、その原因を迅速に特定し、制圧・終息を図るために病院全体で取り組みます。

2. 院内感染対策のための組織及び体制に関する基本的事項

当院における医療関連感染防止対策を総合的に推進するために、院内感染対策委員会を設置し、月1回定例委員会を開催しています。

構成員は、医師部門、看護部門、検査部門、薬剤部門、栄養科部門、リハビリ部門、放射線部門、事務部門の責任者、臨床工学技士により構成されており、感染防止対策について討議・検討・決定をしています。

また、院内における感染防止対策の実動的組織として、感染防止対策チーム（ICT）を感染制御部門に設置し、週1回院内ラウンドと定例会議を開催しています。また、年4回他病院との感染対策に関する合同カンファレンスに参加しています。当院は、感染対策向上加算を取得しており、近隣の病院（旭川厚生病院）とのカンファレンスを通じて、感染対策向上に取り組んでいます。

3. 院内感染対策に関する職員研修に関する基本方針

院内感染対策に必要な基本的な考え方や、知識・技術などの向上を図るため、全職員を対象とした感染防止対策研修会を年2回以上開催しています。また、新入職員には感染対策についての講義、研修を実施しています。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

法令に定められた感染症届出の他に、中心静脈ライン関連血流感染、尿路カテーテル感染、MRSAの発症など、日常的に発生する感染症を把握し、対策の検討と現場へのフィードバックをしています。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内感染が発生または疑われる場合は、感染防止対策チームが迅速に対応します。制圧の初動体制を含めて迅速な対応がなされるよう、感染に関わる情報処理を適切に行い、必要に応じて緊急対策等を講じます。

報告が義務付けられている病気が特定された場合には、速やかに保健所に報告・連携して対応いたします。

6. 抗菌薬の適正使用に対する基本方針

ICTは毎週、入院患者さんに使用されている抗菌薬が適正に使用されているか、特定抗菌薬を使用する際の届出の提出状況や使用期間の確認を行います。また、院内における薬剤感受性パターン（アンチバイオグラム）を把握し、臨床側へフィードバックを行います。

7. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

この取組事項は当院ホームページ上に公開し、また、院内に掲示を行うことにより閲覧することができるようにします。

8. その他院内感染防止対策の推進のために必要な基本方針

院内感染防止対策の推進のため、「感染対策統一基準」を整備し電子カルテ上で共有しています。「感染対策統一基準」を改訂した場合は職員へ周知徹底しています。

2024年5月

道北勤医協一条通病院